

標題

海上労働条約 2018 年改正ならびに「船員法施行規則の一部を改正する省令の施行(2020 年 12 月 26 日)」(日本籍船舶)について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1220
発行日 2020 年 11 月 25 日

各位

ご承知の通り、海上労働条約 2018 年改正が 2020 年 12 月 26 日に同条約締約国にて発効いたします。今般の改正により、以下の項目が新たに追加されております。

- (1) 船員が海賊行為又は武装強盗により船上又は船外で拘束されている場合に、船員の雇用契約が継続すること。
- (2) 船員が海賊行為又は武装強盗により船上又は船外で拘束されている場合に、賃金が継続して支払われること。

当該改正の発効に際し、詳細は下記の国土交通省海事局のホームページに掲載されている「2006 年の海上の労働に関する条約の改正に伴う海賊行為による被害を受けた場合における措置に関するガイドライン」をご参考ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000024.html

同改正に伴い、弊会では旗国指示に加えて次のとおり検査を行う予定としております。

- 検査時期 2020 年 12 月 26 日以降のインテリム証書発行の検査、初回検査又は最初の定期的検査のうち最も早い機会
- 検査内容 当該改正要件を担保した書類(労働協約、就業規則または雇用契約書等)を船上にて確認する。
(※なお、DMLC Part II に改正項目が新たに追記された場合は、事前に書類審査を要する。)

従いまして、関係各位におかれましては、省令が施行される 2020 年 12 月 26 日までに、当該改正要件を担保した書類を船上に保持することをお願い致します。

なお、省令改正による DMLC Part-I の改正はございません。

注)

今回の省令改正では、当該改正要件を担保した労働協約、就業規則または雇用契約書等の変更が求められていますが、運航形態、乗船している船員の国籍等に拠り対応が異なります。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会（ClassNK）

本部 管理センター 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2173

Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd@classnk.or.jp